

# 岡山県立岡山大安寺高等学校剣道部OB会（士魂会）会則

## 第1章 総則

（名称）

### 第1条

本会は、岡山県立岡山大安寺高等学校剣道部OB会（士魂会）と称する

（事務局）

### 第2条

本会の事務局は、幹事長の自宅に置く

## 第2章 目的及び事業

（目的）

### 第3条

本会は、OB会員相互の親睦と岡山県立岡山大安寺高等学校剣道部の発展を助成することを目的とする。

（事業）

### 第4条

本会は、下記の事業を行う。

- 1、現役剣道部への支援
- 2、会員名簿の作成・管理
- 3、稽古会・懇親会の開催
- 4、その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事項

## 第3章 組織・役員

（会員）

### 第5条

本会は、岡山県立岡山大安寺高等学校剣道部OB及び歴代顧問をもって構成するものとする。

（会費）

### 第6条

年会費として、年額 1,000 円を徴収する。

2. 歴代顧問からは徴収をしない。

（役員）

### 第7条

本会に、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、幹事長 1名
- 4、幹事長代理 1名
- 5、監事 1名
- 6、各期代表幹事 各期 1名

（役員を選任）

### 第8条

次年度役員（会長、副会長、幹事長、幹事長代理、監事）は、選考推薦により指名され、総会の承認を得て選任される。各期代表幹事は、幹事長の承認を得て選任される。

( 役員の職務 )

第 9 条

会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐して会務をつかさどり、会長事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 . 幹事長は、会長及び副会長を補佐して会務をつかさどり、且つ事務局を統括する。
- 4 . 幹事長代理は、幹事長を補佐して会務をつかさどり、幹事長事故あるときは幹事長代理がその職務を代行する。
- 5 . 監事は、本会の業務及び会計を監査しその監査結果を総会に報告する。
- 6 . 各期代表幹事は、各年度会員を代表し、幹事長ならびに幹事長代理を補佐する。

( 任 期 )

第 10 条

役員任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない

## 第 4 章 会 議

( 会 議 )

第 11 条

本会の会議は、総会とし、年 1 回開催する

( 総会の議長 )

第 12 条

総会の議長は、会長が務める。

( 総会の決議 )

第 13 条

総会参加者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

( 総会の決議事項 )

第 14 条

総会は次の事項を決議する。

- 1、会則の変更
- 2、次年度役員を選任
- 3、事業計画および収支予算の決定
- 4、事業報告および収支決算の承認
- 5、その他、重要項目

## 第 5 章 会 計

( 会 計 )

第 15 条

本会の会計は、会費、寄付金等をもってあてる。

( 会計年度 )

第 16 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 会計監査 )

第 17 条

本会の収支決算は、監事による監査結果を付して、総会での承認を受けなくてはならない。

### 附 則

- 1 . この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 . この会則の改訂は、平成 25 年 8 月 24 日から実施する。